

# 淡路広域水道企業団の議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償に関する条例

昭和57年9月1日  
条例第7号

改正 平成18年8月28日 条例第2号  
平成22年2月24日 条例第15号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めることを目的とする。

(補償)

**第2条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償については、洲本市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年洲本市条例第37号）に定める例による。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例中「洲本市」とは、平成18年2月11日以後においては、同日に設置された洲本市をいう。

**附 則**（平成18年8月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年2月11日から適用する。

**附 則**（平成22年2月24日条例第15号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。